



2025年8月19日

各位

会社名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 門田 泰人
(コード番号：6772 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役 西立野 竜史
(TEL 046-253-2111)

(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLCによる 当社株式に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ

2025年8月13日付でBourns Japan Holdings LLC（以下「公開買付者」といいます。）が公表した「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ」と題するプレスリリースによれば、同日、公開買付者は、本公開買付け（以下で定義します。）を実施しないとの結論に至ったとのお事ですので、お知らせいたします。

また、当社は、2025年8月8日、公開買付者から、当社に対し、当社が本公開買付契約（以下で定義します。）に違反することに基づく補償請求を行う旨等を記載した書面を受領しましたので、併せてお知らせいたします。

本公開買付けに係る従前の経緯を含めた詳細は以下のとおりです。

1. 本公開買付けに係る従前の経緯

(1) 本公開買付けの開始予定の公表及び原意見表明

当社は、2025年6月10日付「Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（2025年6月13日付「(訂正) Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「2025年6月10日付プレスリリース」といいます。）のとおり、公開買付者において、本公開買付開始の前提条件（2025年6月10日付プレスリリースにおいて「本前提条件」と定義された用語と同一の意味を有します。以下同じです。）が充足され、又は、公開買付者により放棄された場合に、当社の普通株式に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、当社の2025年6月24日開催の第68回定時株主総会后、2025年6月30日に開始することを予定していること、及び、本公開買付けを含む当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関して、2025年6月10日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨（以下「原意見表明」といいます。）の決議をしたことを公表しておりました。

(2) 2025年7月18日の当社による本公開買付けに対する再意見表明までの経緯

その後、公開買付者の2025年6月27日付「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」と題するプレスリリース（以下、「2025年6月27日付公開買付者プレスリリース」といいます。公開買付者によれば、同プレスリリースは、2025年6月27日に兜倶楽部への投げ込みにより開示されているとのことですが、当社ではこの開示は確認できていません。）によれば、本公開買付けの開始に向けた当社との協議の過程で、当社が第三者から「当社に係る未公表の重要事実等（法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第4項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。）」（以下「重要事実」といいます。）に関わる情報を受領したことが明らかになり、公開買付者は本公開買付契約（2025年6月10日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。）に基づき当該情報を受領した旨の伝達を受けたとのことですが（以下、当該重要事実を「本件重要事実」といいます。）。また、2025年6月27日時点において、本件重要事実に関する当社を含む各当事者の対応方針等が不透明である中、2025年6月10日付プレスリリースのとおり、重要事実が存在しないことが本公開買付開始の前提条件の一つとなっているところ、2025年6月27日現在、本公開買付開始の前提条件の充足を確認することができていないとのことでした。公開買付者は、引き続き、本件重要事実の取り扱いを含め、本公開買付けの開始に向けて、当社の取締役会及び特別委員会との協議及び交渉を進めているとのことでしたが、2025年6月27日現在、当該協議及び交渉が継続しているとのことであり、同日時点においては、当該協議及び交渉の進捗状況等に鑑み、本公開買付開始の前提条件の全てが充足され、又は、公開買付者により放棄されたことを条件として、2025年7月上旬から7月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことでした。

当社としては、2025年6月30日付「(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下「2025年6月30日付当社プレスリリース」といいます。)のとおり、上記前提条件については充足し得る(又は公開買付者において公開買付開始公告又は公開買付届出書において、重要事実に関する記載をすることにより、上記前提条件を放棄し得る)との認識であることを公表しておりました。また、当社としては、本日において、6月26日までは公開買付者も同様の認識で重要事実に関する記載を含む公開買付届出書の作成を関東財務局にドラフトを共有した上で相談しながら進めていたと理解しており、当時、当社においても同様に、原意見表明と同様の意見を含むプレスリリースの作成を東京証券取引所にドラフトを共有の上で相談しながら進めており、これについて公開買付者と協議及び交渉を継続していましたが、公開買付者は当社からすると突然と思わざるを得ない判断の変更を行い、2025年6月26日に2025年6月27日付公開買付者プレスリリースのドラフトの共有を通じ当社に対し延期を連絡し、また2025年6月27日に本公開買付けの延期を公表したため、公開買付者が、本公開買付開始の前提条件の充足の有無について合理的理由なく充足しないとの判断を行ったと考えております。そして、公開買付者は、上述のとおり、2025年7月上旬から7月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことでしたので、当初予定であった2025年6月30日に本公開買付けが開始されることは無いと思われたため、当社はその旨を2025年6月30日付当社プレスリリースにてお知らせいたしました。

(3) 2025年7月18日の当社による本公開買付けに対する再意見表明

当社は、2025年7月18日付「(変更) Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見の変更のお知らせ」(以下「意見変更プレスリリース」といいます。)のとおり、本取引に関して、2025年6月10日時点における当社の意見として、原意見表明を決議していたものの、当社の大株主であるGlobal ESG Strategy及びGlobal ESG Strategy 2並びに成成株式会社(以下、総称して「本大株主」といいます。)の代表者らより、本大株主が保有等する当社株式の一切について、本公開買付けに応募する意向がなく、かつ、本公開買付けの条件の変更(本公開買付け価格の増額等)によっても当社株式の一切について応募しない意向である旨を明らかにしたため、本公開買付けの買付け予定数の下限を満たさないため、本公開買付けが成立する見込みがない状況となったため、2025年7月18日開催の取締役会において、当社が設置した本特別委員会(2025年6月10日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。)が2025年7月17日に行った答申(以下「本答申」といいます。)の内容(本特別委員会からの答申の詳細については、意見変更プレスリリースの「2. 本特別委員会による再答申の内容」をご参照ください。)を最大限に尊重して、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けが開始された場合には、当社取締役会は、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること(以下「再意見表明」といいます。)を決議したことを公表しておりました。

(4) 再意見表明後の経緯

2025年7月19日付で公開買付者が公表した「東京コスモス電機株式会社(証券コード:6772)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」と題するプレスリリース(以下、「2025年7月19日付公開買付者プレスリリース」といいます。)によれば、当社取締役会により、原意見表明における、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議(以下「本賛同・応募推奨決議」といいます。)がなされ、それが撤回又は変更されていないこと、及び本特別委員会において、当社取締役会が本賛同・応募推奨決議をすべき旨の答申が行われており、それが撤回又は変更されていないことが、それぞれ本公開買付開始の前提条件となっているところ、本答申及び再意見表明により、2025年7月19日現在において、本公開買付開始の前提条件が充足しない状況となっているとのことでした。

また、そのため、2025年7月19日付公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本公開買付けを開始しない方向で検討しているが、本公開買付契約においては、2025年12月31日までに本公開買付けが開始されないことが解除事由の一つとなっており、本公開買付契約が他の事由により早期に終了しない限り、公開買付者は、同日までの間、本公開買付契約に基づき、本公開買付開始の前提条件の全てが充足され、又は、公開買付者により放棄されれば、本公開買付けの開始を義務付けられているため、本公開買付けの開始をしないためには本公開買付契約の解除が必要になることから、当該解除の是非について検討をしているとのことでした。

その後、当社は、2025年7月22日付「(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLCによる当社株式に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下「2025年7月22日付当社プレスリリース」といいます。)のとおり、2025年7月19日付公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本公開買付けを開始しない方向で検討しており、そのために、本公開買付契約の解除の是非について検討しているとのことでしたので、当社として、公開買付者の解除の是非の決定又はその進捗について知り次第、速やかにお知らせすることとしておりました。

また、2025年7月22日付当社プレスリリースのとおり、2025年7月19日付公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、当社が、本公開買付契約において、本賛同・応募推奨決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わない義務（以下「賛同・応募推奨維持義務」といいます。）を負っており、そのため、公開買付者は、当社による再意見表明は、かかる義務に違反するものと考えているとのことですが、当社としては、公開買付者の主張には理由が無いと考えていることを公表しておりました。本公開買付契約上、当社は、本特別委員会が本公開買付けを推奨する旨の答申を行ったことを条件として、賛同・応募推奨維持義務を負っておりますが、本特別委員会が本答申により、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考えるに至り、これを受けて、当社取締役会は本答申を最大限尊重して再意見表明を行ったため、当社は、かかる再意見表明によっても、賛同・応募推奨維持義務に違反していないと考えていることを公表しており、下記「3. 公開買付者からの補償請求等に係る書面の受領」にも記載のとおり、本日においても、当社取締役会としての考えに変更はありません。

2. 公開買付者による本公開買付けの不実施に関するプレスリリースの公表

2025年8月13日付で公開買付者が公表した「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下、「2025年8月13日付公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、本公開買付けに関するその後の対応方針を検討していましたが、本公開買付け開始の前提条件が充足しない状況であることを踏まえ、同日、本公開買付けを実施しないと結論に至ったとのことですが、

従って、当社としても、本公開買付けは実施されないことになったと理解しております。

もっとも、2025年8月13日付公開買付者プレスリリースによれば、2025年8月13日現在、公開買付者と当社との間の本公開買付契約は終了しておらず、本公開買付契約において、公開買付者又は対象者は、自らの責めに帰すべき事由なく2025年12月31日までに本公開買付けが開始されない場合には、本公開買付契約を解除することができるものとされているため、本公開買付契約は、他の事由により早期に終了しない限り、同日まで有効に存続する可能性があるとのことですが、これに対する当社としての方針については決定次第お知らせいたします。

3. 公開買付者からの補償請求等に係る書面の受領

当社は、2025年8月8日、公開買付者から、①公開買付者から当社に対し、当社が本公開買付契約に違反することに基づく補償請求を行う旨、②本公開買付けを実施しない意向を公表予定である旨、③本公開買付契約が解除されるまで、当社が本公開買付契約第5条第1項に規定する義務（本取引完了までの期間における通常の業務の範囲での事業の実施義務）を含む本公開買付契約上の義務を遵守する必要がある旨の書面（以下、「2025年8月8日付書面」といいます。）を受領しました。2025年8月8日付書面によると、当社が本公開買付契約に基づき賛同・応募推奨維持義務を負っており、再意見表明は同義務に違反するため、これにより被った本公開買付けに関連する費用を含む損害（少なくともブレイクアップ・フィー相当額の損害）についての補償請求として、公開買付者から当社に対し、3百万米ドルの支払いを請求するとのことですが（本公開買付契約第5条第1項の内容、賛同・応募推奨維持義務及びブレイクアップ・フィーの詳細については、2025年6月10日付プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」をご参照ください。）。

当社としては、2025年7月22日付当社プレスリリースのとおり、本公開買付契約上、当社は、本特別委員会が本公開買付けを推奨する旨の答申を行ったことを条件として、賛同・応募推奨維持義務を負っておりますが、本特別委員会が本答申により、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考えるに至り、これを受けて、当社取締役会は本答申を最大限尊重して再意見表明を行いました。本特別委員会が、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する意見を表明し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当である旨の答申を撤回したことから、当社は、かかる再意見表明によっても、賛同・応募推奨維持義務に違反しておらず、よって、公開買付者が当社に対して行う補償請求としての3百万米ドルの支払いの請求には理由がないと考えております。

2025年8月13日付公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、当社が再意見表明を行ったことで本公開買付けの前提条件が充足されない状況となっているために、本公開買付けを行わないことを決定したとのことですが、一方で、本前提条件を公開買付者が放棄すればいつでも公開買付者の意思で本公開買付けを開始することが可能であり、また、開始したとしても本株主からの応募が期待できないことから本公開買付けが成立する見込みはない中、本前提条件を満たせず本公開買付けが開始できなくなったことに対して補償請求をする意向を伝えてきました。当社が再意見表明を行わなかったならば、本公開買付契約に基づき、公開買付者は成立の見込みがない本公開買付けを開始しなければいけない状況にあったため、当社が再意見表明を行ったことは公開買付者の利益にもなったと認識しています。それにも関わらず、公開買付者がこの度当社による再意見表明によって公開買付者が本公開買付けを実施することができなくなったことで、公開買付者において損害が生じているのであるから補償をせよと要求し

てきている状況を受け、当社は、公開買付者が、成立の見込みがない本公開買付けを開始したいと考えているのか、そうであるとすればなぜ本前提条件を自ら放棄して開始しないのか、また、開始するとしたらその目的は何かを理解できず、困惑しております。今後、当社は、2025年8月8日付書面に対し、適切に対応してまいります。

以 上